越境した木の枝の切取りルール が変わりました!

これまでのルール

土地の所有者は、隣地の木の根が境界線を越えるときはその根を 切り取ることができますが、枝はその木の所有者に切除させる必要

がありました。

越境した枝を切ろうと する度に裁判を行うの は手間がかかるのう・・・ 権利を持つ人全員の同意 がないと枝が切れないの は管理が大変じゃ・・・

しげじぃ

変更後(令和5年4月1日施行)

1. 土地所有者

越境された土地の所有者は、次のいずれかの場合には、枝を自ら 切り取ることができようになりました。

- ①木の所有者に越境した枝を切除するよう**催告したが、相当の期間** 内に切除しないとき
- ②木の所有者、又はその所在を知ることができないとき
- ③**急迫の事情**があるとき

2. 竹木の共有者

木が共有物である場合、各共有者が越境している 枝を切り取ることができます。

> 越境した木の枝の切取りの詳細は 回路出回 京都市ホームページで確認できる のじゃよ





発行:京都市都市計画局住宅室住宅政策課空き家対策担当

TEL: 075-222-3667 FAX: 075-222-3526







